

第11回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和元年11月8日(金) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席農業
委員

福田 正義 ・ 河田 均 ・ 永田 昭三 ・ 林 安廣
梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 山口 基治 ・ 森瀬 宏
野々村 貢 ・ 清水 健吉 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩
中川美那子 ・ 江崎 美咲 ・ 國井 忠男 ・ 古田 薫
※委員1名総会途中より出席

欠席農業
委員

櫻井 宏 ・ 松野 芳正

議長

栗本 恒雄

出席農地
利用最適
化推進委
員

塩谷 芳美 ・ 小河 先 ・ 加納 康男 ・ 神谷 保行
栗原 修司 ・ 杉本 宜永 ・ 高橋 直美 ・ 辻 政廣
戸崎 和美 ・ 丹羽喜美夫 ・ 堀 美勝 ・ 本田 忠男
眞鍋 勇 ・ 村瀬 新一 ・ 山田 貞夫

事務局

事務局長	内藤 浩二	副主幹	伊佐治伸一
副主幹	高島 明見	主査	則竹 邦彦
副主査	吉村 雅子	主任主事	木下 勇気
主任主事	片岡 美晴	主任主事	佐藤 優希
主事	多田 智哉	主事	福藺いづみ

議 案

第 7 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について

第 7 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について

第 7 6 号 農地転用許可後の事業計画変更申請の審議について

第 7 7 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出並びに同法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

第 7 8 号 租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について

議 長

それでは、令和元年第 1 1 回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、1 9 名中 1 6 名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、慣例により、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

それでは、議席番号 1 7 番國井忠男委員、議席番号 1 8 番古田薫委員の両委員、よろしく申し上げます。

議 長

なお、農地利用最適化推進委員の方も意見や質問がありましたら御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。
議案第 7 4 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 3 件、使用貸借による権利の設定 6 件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第 7 4 号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2から4ページをお願い致します。

申請明細1番から6番、鷺山地区と木田地区からの申請は、使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営を開始する使用借人へ畑を貸し出すものです

4ページをお願い致します。

申請明細7番、鶉地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

申請明細8番、岩地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の廃止を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細9番、三輪地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の継承のため、家族内で田を譲り渡すものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第74号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、2ページから4ページ、1番から6番の鷺山地区からの申請については、森瀬宏委員、説明をお願いします。

森瀬委員

今回の申請は、新規就農者で、ほうれん草・枝豆などの野菜の栽培について指導をうけて、このたび農業を始めることになりました。

1番から6番の申請は、農業経営を縮小を図る使用貸人から、農業経営を開始する使用借人へ農地を貸借するものであります。

10月25日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地立会いを行いました。

使用借人は、機械も十分に保有しております。また、いずれの申請地においても、野菜を栽培する予定とのことです。

地域の取り決めも十分理解しており、許可については問題ない

と考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、4ページ6番木田地区からの申請については、西垣隆委員、説明をお願いします。

西垣委員

借人は、木田地区でも鷺山地区と同様に、野菜を栽培される予定と聞いております。

10月28日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

地元の取り決めも十分に理解していただいておりますので、問題は無いものと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、4ページ7番の鶉地区からの申請については、相下信孝委員、説明をお願いします。

相下委員

今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ農地を売買するものであります。

10月15日に事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人は鶉地区及び柳津地区で耕作をしており、機械も十分に保有しております。

申請地では野菜を耕作するとのことでした。

地域の取り決めなども理解しており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、4ページ8番の岩地区からの申請については、清水健吉委員、説明をお願いします。

清水委員

今回の申請は、農業経営を廃止したい譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ農地を売買するものであります。

10月25日に農地利用最適化推進委員と譲渡人の親族、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人は岩地区で耕作をしており、機械も保有しております。申請地では水稻を耕作するとのことでした。

地域の取り決めなども理解しており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4ページ9番の三輪地区からの申請については、福田正義委員、説明をお願いします。

福田委員

今回の申請は、高齢のため農業経営を縮小したい譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を移転するものであります。

10月24日に最適化推進委員と事務局職員で現地立会いを行いました。

申請地は、以前から譲渡人である父が耕作しており、子である譲受人が野菜を栽培するとのことでした。地域の取り決めも理解しており、許可は問題ないものと考えております。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

議案第74号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、議案第75号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転2件、賃貸借の設定1件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第75号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であ

ります。今回の申請概要は、6ページの第5条許可申請の総括表にございますので御覧ください。

7ページをお願い致します。

申請明細1番、方県地区の申請は、所有権移転により、診療所に転用するものです。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地は、原則不許可ですが、今回の申請は、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができないため許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、38ページに位置図を付けてございます。御覧ください。右上の周辺地図ですが、転用される場所は、方県地区の南部で、安食1丁目地内の、方県小学校から南南西へ約900メートルのところに位置している農地です。

7ページにお戻りください。

申請明細2番、方県地区の申請は、賃貸借設定により、店舗に転用するものです。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地は、原則不許可ですが、今回の申請は、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的達成することができないため許可し得るものです。

申請明細3番、合渡地区の申請は、所有権移転により、資材置場への転用です。申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、39ページに位置図を付けてございます。御覧ください。

右上の周辺地図ですが、転用される場所は、合渡地区の南部で、一日市場1丁目地内の、合渡小学校から北東へ約1,000メートルのところに位置している農地です。

7ページにお戻りください。

申請明細4番、合渡地区の申請は、使用貸借設定により、農家

住宅への転用です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地は、原則不許可ですが、今回の申請は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第75号について事務局から説明を受けましたが、7ページ1番の方県地区、3番の合渡地区からの申請につきましては、現地調査を行いました。それでは、1番の方県地区の申請について、野々村議員、説明をお願いします。

野々村委員

1番の申請は、診療所を建築するため農地の転用を行うものです。

農地の転用にあたり、10月17日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、申請者と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に、施工時および完成後においても近隣農地及び道路・水路への影響のないようお願いしており許可は問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、7ページ3番の合渡地区からの申請について、國井忠男委員、説明をお願いします。

國井委員

農地の転用にあたり、10月25日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、申請者と共に現地立会いを行いました。

申請地は、資材置場に転用することです。

立会いの際に、施工時及び完成後においても近隣農地及び周辺道路への影響が無いようお願いしており、許可は問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第75号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

古田委員

3種農地の基準で、小学校等の教育施設から500メートル以内という基準があると思いますが、申請地と教育施設との間に大きい川が流れていても直線で500メートルならよいのでしょうか。

議長

事務局お願いします。

事務局長

あくまで申請地から半径500メートルが基準です。

古田委員

わかりました。

議長

他に御異議ございませんか。

御異議も無いようでございますので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、議案第76号農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について、1件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第76号について説明いたします。

農地転用許可後に事業計画変更を行う許可申請であります。

9ページをお願いいたします。

申請明細1番、芥見地区の申請内容は、店舗から資材置場への事業計画変更です。平成30年9月当初の申請では、店舗への転用でしたが、事業計画の見直しにより、資材置場へ転用申請が計画変更申請者からありました。申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。議案第76号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて

て、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第77号、農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について、第3条の3届出46件、第4条届出16件、第5条届出60件、以上を報告させていただきます。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第77号について説明いたします。

はじめに第3条の3の規定による許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。今回の各地区別の届出は、11ページにございますので御覧ください。届出の合計は、件数が46件、面積は88,843.77平方メートルです。

続きまして12ページをお願いいたします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。届出の合計は、件数が16件、面積は6,052.90平方メートルです。明細は13ページから16ページに記載してございます。

続きまして、17ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。届出の合計は、件数が60件、面積は30,175.68平方メートルです。

明細につきましては、18ページから35ページとなっております。

以上、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、令和元年10月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたします。

以上でございます。

議 長

ただいまの議案第77号については、報告議案でございますの

でご承知おきください。

議 長

引き続きまして、議案第78号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は3件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第78号について説明いたします。

37ページをお願いいたします。

今回は、3件提出されており、特例適用農地面積は、13,301.10平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、事務局において遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第78号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案は以上となりますが、現在、芥見地区において一時転用許可の砂利採取に伴う工事が行われています。

進捗状況について、担当地区の清水健吉委員、御説明をお願いします。

清水委員

令和元年5月17日付けで許可した芥見地区岩井地内の砂利採取について報告いたします。別添の地図を御覧ください。

現地では、掘削工事が始まっております。

10月29日に芥見地区の農地利用最適化推進委員と事務局で現場確認をいたしました。

現場は一級河川福富川西側に接する水田地帯で、周辺の農地等に影響が無いように工事が進められており問題は無いものと認めます。

また、掘削などの砂利採取行為については、この現場の砂利採取関連を所管する岐阜県岐阜土木事務所施設管理課が指導をしております。また岐阜市環境部産業廃棄物指導課も定期的にパトロールを始めております。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告のありました、工事の進捗状況について、何か御質問等ございましたら御発言願います。

議長

御質問も無いようですので、砂利採取の報告については、これをもって終わりいたします。

なお、芥見地区については、今後も引き続き中間報告をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、本日の会議はこれにて終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後3時33分閉会を宣す。